

久慈市「脱炭素先行地域推進事業費補助事業」のうち オンサイト太陽光発電システム余剰売電先となる小売電気事業者 募集要領

1 目的

久慈市山形町は、環境省が公募を実施している「脱炭素先行地域」に令和4年11月1日付で選定された。

現在、本市が実施している「脱炭素先行地域推進事業費補助事業」（以下「補助事業」という。）において、オンサイト太陽光発電システム等の導入を支援しており、当該取組における余剰電力を購入し、山形町の地域住民等（以下「需要家」という。）へ供給する小売電気事業者を募集するもの。

2 募集要領の概要

以下の項目を満たす小売電気事業者の登録申請を募集するものとする。

(1) 概要

山形町における地産地消の取り組み及びその電力の紐づけ（地産地消費量の把握）が可能な小売電気事業者であり、補助事業におけるオンサイト太陽光発電システムの余剰電力を山形町内に供給することが可能な小売電気事業者（以下「小売電気登録業者」という。）を募集する。

(2) 登録要件

No.	項目	要件
①	地産地消費量の把握	山形町のオンサイト太陽光発電システムにより発電された余剰電力を山形町内の他の需要家に供給する地産地消の取り組み及びその電力の紐づけが可能な小売電気事業者であること。 なお、小売電気事業者とは電気事業法第2条第1項第3号に規定する者とする。
②	契約年数	太陽光発電システムの法定耐用年数である17年以上に渡り余剰電力の買取契約を締結すること。なお、買取単価は市が基準として示す単価（補助事業における補助相当額を反映した単価）に従い需要家と契約を締結すること。
③	脱炭素先行地域の取り組みの周知への協力について	久慈市の求めに応じ、脱炭素先行地域の取り組みに関する周知に協力すること。

(3) 注意点

- ①小売電気登録業者名、所在地、連絡先等の情報に関して久慈市ホームページ等での公表を前提とすること
- ②本募集により久慈市に登録した後は需要家の選択により余剰電力の売電先である小売電気事業者が決められるものであり、当該登録業者に対して需要家からの余剰売電契約締結を保障するものではない。

また、本募集はあくまで補助事業者に対して余剰売電先を周知することを目的としており、需要家と小売電気登録業者の間で締結される契約、仕様、その他

売電等に関して問題が生じた場合、本市は一切の責任を負わない。

- ③予算の確保やその他の状況により補助事業の実施が困難となった場合は本登録を無効とする場合がある。この場合、本市は一切の責任を負わない。
- ④申請書類等への虚偽の記載等により市民、第三者等へ損害を与えた場合は本申請書類を提出した小売電気登録業者が責任の全てを負うこと。
- ⑤補助事業の活用にあたっては、法令、規則、各種ガイドライン、久慈市の補助事業の交付要綱等を遵守すること。
- ⑥登録申請書（様式第1号）又は登録内容変更（廃止）承認申請書（様式第2号）により申請をする際には、必要に応じて「その他市長が必要と認める書類」を提出すること。

3 参加資格

当該募集に申請しようとする事業者は、久慈市への登録の間、次に掲げる条件を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 久慈市のホームページ等を通じて広く周知を図ることを踏まえ、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等をいう）。
- (2) 本件に係る募集開始日（令和5年7月5日）から本事業の実施までの間に、本市が発注する業務に係る指名停止処分を受けていないこと。

4 登録の解除

以下の項目に該当する場合、本登録を解除することがある。

- (1) 登録申請書（様式第1号、添付書類含む）又は登録内容変更（廃止）承認申請書（様式第2号、添付書類含む）に虚偽の記載をした場合
- (2) 本募集要領の登録要件及び参加資格を全て満たすことができなくなった場合
- (3) 需要家等の要望を踏まえ、久慈市から対応を求めた場合に対応がなされず、かつ、当該対応がなされないことに対して、任意の書面により正当な理由を示すことができない場合

5 その他

- (1) 応募書類の取扱いは次のとおり。
 - ①久慈市は、応募書類を本登録に関わる公表、周知以外に小売電気登録業者に無断で使用しない。
 - ②申請書類は小売電気登録業者に返還しない。
- (2) 本募集要領に基づく募集期間は次のとおり。
 - ①随時受け付けることとする。
 - ②久慈市の事情により本募集の目的である周知を取り止める場合には、事前の予告なく小売電気登録業者を久慈市ホームページから削除できるものとする。
 - ③本募集要領は事前の予告なく変更する場合がある。その際には既登録者であっても最新の募集要領に従うこと。

(宛先) 久慈市長

「脱炭素先行地域推進事業費補助事業」小売電気登録業者 登録申請書

令和5年7月5日付で募集のありました『久慈市「脱炭素先行地域推進事業費補助事業」のうちオンサイト太陽光発電システム余剰売電先となる小売電気事業者』に登録したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、以下の①から③の全てを満たしている旨申し添えます。

- ①本登録に必要な「登録要件」及び「参加資格」の全てを満たすこと
- ②募集要領に定める「注意点」、「登録の解除」に該当する要件、「その他」の事項を全て了解した上で申請すること
- ③本申請書及び添付書類の内容について事実と相違ないこと

また、①から③の項目のいずれか1つでも満たさなくなったことにより久慈市に登録を解除された場合であっても、久慈市に対して何ら異議を申し立てない旨誓約します。

1 申込者（誓約者）

所在地	〒 岩手県久慈市	
商号又は名称		印
代表者の役職・氏名		

2. 久慈市ホームページへの掲載情報

小売電気登録業者名 ※「1 申込者（誓約者）」に記載の所在地と異なる場合に記入ください。		
所在地 ※「1 申込者（誓約者）」に記載の商号又は名称と異なる場合に記入ください。	〒	
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

添付書類

その他市長が必要と認める書類

注 本様式について2枚以上にわたる場合は両面印刷とすること。

【連絡先】

担当者氏名

所属部署・役職

電話番号

メールアドレス

(宛先) 久慈市長

所在地 〒
岩手県久慈市

商号又は名称
代表者の役職・氏名

**「脱炭素先行地域推進事業費補助事業」小売電気登録業者
登録内容変更（廃止）承認申請書**

令和 年 月 日付で申請しました「脱炭素先行地域推進事業費補助事業」小売電気登録業者登録申請書について、申請内容を次のとおり変更（廃止）したいので申請します。

1. 久慈市ホームページの変更（廃止）内容

- 全ての情報を削除する
- 一部の情報を以下のとおり変更する

区分		変更前	変更後
小売電気登録業者名			
所在地			
連絡先	電話番号		
	メールアドレス		

2. 変更（廃止）の理由

添付書類

その他市長が必要と認める書類

注 本様式について2枚以上にわたる場合は両面印刷とすること。

<p>【連絡先】 担当者氏名 所属部署・役職 電話番号 メールアドレス</p>
--